

6 生徒指導規程

三次市立三次中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立三次中学校（以下、「本校」と示す）で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

この規程は、これらの目標の達成に向けて、中学校教育3年間の見通しを持った指導について、共通認識、共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

本校では、すべての生徒の進路選択の幅の拡大と希望進路の実現を期すために、「高校入試や就職活動に対応できる」身だしなみや生活態度を基準として指導する。

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。また、社会の一員として、交通ルールを守って登下校し、自転車通学違反については、特別な指導をする。

- (1) 徒歩通学は、歩道でのマナーを守り、通学する。
- (2) 自転車通学は、本校の生活のきまりに従い、安全に留意して通学する。自転車通学距離は、片道2km以上とし、安全確保の面から、ヘルメットを着用する。ヘルメットは記名の上、着用することとし、自転車通学許可シールの発行を行う。ヘルメット未着用、2人乗り、改造自転車、自転車通学許可違反については、特別な指導をする。
- (3) JR等公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、望ましい生活習慣をつくるために、次のことを指導する。

- (1) 登校時刻は、8時20分とし、教室に着席する。
- (2) 欠席の場合、8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。
- (5) 原則、登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとし、次のことを指導する。
※ 改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) パーマ・染色・ワックス・変形（極端な刈上げや特異なカット等）はしない。
- (2) 学習活動や部活動等に支障がないよう、前髪は目にかからない長さとする。
- (3) 髪が肩にかかる場合、黒、紺またはこげ茶色のゴムで一つに束ねる。ヘアピンは黒色の小さくてめだたないもの（黒色単色で何も装飾のついていないもの）とする。また、束ねる位置は指定しないが、必要以上に上の位置で結ばない（頭頂部等）。また、お団子状にまとめる場合は耳より下の位置でまとめる。
※髪長さ（肩にかかるかかからないか）の判断について、はっきりしない場合は自己判断に任せる。

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを禁止する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）マ

スカラ等の化粧類

- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
 - (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサング等の装身具
 - (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工
 - (5) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品の学校への持ち込み
 - (6) 学校での学習活動に必要なでない物の学校への持ち込み
- ※ 持ち込みの違反があった場合は学校預かりを行い、特別な指導を行う。

(制服・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時(休業日を含む)は、学校が定める制服(服装)を正しく着用する。

- (1) 制服
 - ①冬服 本校の服装の規定に準ずる。
 - ②夏服 本校の服装の規定に準ずる。
 - ③服装の移行 本校の服装の規定に準ずる。
- (2) シャツ
 - ①本校指定のシャツまたは、カッターシャツを着用し、シャツ出しはしない。
 - ②指定シャツの下に着用する肌着については、白色、灰色、紺色、黒色の無地のもの(ワンポイントは可)とし、その他の色柄もの及びカッターシャツからはみ出すものは禁止とする。
- (3) ズボン・スカート
 - ①本校指定のズボンまたは、スカートを着用する。
 - ②ズボンを着用する場合は、ベルトを必ず着用する。腰パン(ズボンをずらした着こなし)は禁止とする。
 - ③スカート丈は、膝にかかる長さとする。
- (4) 靴下
 - ①白色、灰色、紺色、黒色の無地のもの(ワンポイントは可)とする。その他の色柄もの及びくるぶしが隠れない靴下は禁止とする。
- (5) 通学靴
 - ①白色で布製またはビニール製のものとし、

ひもも白色とする。運動に適した靴とし、ハイカットのものは不可とする。

- ②雨天時や降雪時は、それに応じた靴を使用してもよい。

- (6) 上履き・体育館シューズ
本校指定のもの(シューズ型)を使用する。

- (7) 名札
制服の左胸につける。

- (8) セーター・ベスト
本校指定のもので色はグレーとし、着用時には、制服の袖口や裾からはみ出さないものを着用する。

※体温調節のため、セーターやベストのみ(制服の上着を着ていない状態)での生活・学習は可能とする。ただし、登下校や儀式では上着を必ず着用する。

- (9) ウインドブレーカー等、防寒着
冬季は、登下校時のみ防寒着を認める。

- (10) ストッキング
色は黒または肌色とする。

- (11) 校章バッジ
詰襟は制服の左襟に、ブレザーは制服の左胸につける。

- (12) 通学カバン
本校指定のものを使用する。
※違反があった場合は、特別な指導を行う。

2 生徒指導

第7条 校内での生活については、次のことを指導する。

- (1) 授業や部活動
 - ①自分の持ち物には、必ず記名する。
 - ②時間を守る。
 - ③授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切に
- (2) 休憩時間
 - ①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
 - ②特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
 - ③校内を走りまわったり危険な遊びをしたりしない。

- ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にす
る。
- ⑤整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、
掃除道具入れ、掲示物等)
- (3) 保健室利用
- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用す
ることができる。利用時間は、原則1時間程
度として、体調の回復が見込めない時は、
学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連
絡し、医療機関への受診をすすめる。
- (4) 掃除
掃除は、学校の環境を整える学習活動の一
つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。
- (5) 教育相談
学校は、生徒、保護者から教育相談の希
望があった場合、スクールカウンセラーや
三次市子ども応援センター等と連携する。
(その他)

第8条 学校生活に関するその他の事項に
ついて、次のとおり指導する。

- (1) 放課後や休日に忘れ物を学校に取りに
来る等の理由で登校する場合は、制服で登校
する。
- (2) 卒業生や部外者の学校内への無断立入
りは禁止する。用事のある場合は、事務室で
必要事項を記入する。学校の敷地内に入り、
指導したにも関わらず、校外に移動しない
場合、警察及び子ども家庭センター等の関
係機関（以下：関係機関等）と連携する。
- (3) 学校内の施設設備、備品等を破損した
場合や、破損箇所を発見した時は、職員室に
届け出る。場合によっては、関係機関等と
連携する。
- (4) 虐待が疑われる場合は、学校より関係機
関等に通報するとともに、連携を図る。
※虐待：身体的、性的、心理的虐待、ネグ
レクトまたはそれらが疑われる場合。ま
た、保護者としての監護を著しく怠る等
の状況が疑われる場合。

2 校外での生活に関すること

校外での生活に関しては、保護責任の観点
から記載する。以下に示す事項については、

学校・家庭・関係機関等が連携し指導にあ
たる。

(校区外の生活)

第9条 校外の生活について、生徒に対し
ては次のことを禁止する。保護者はその責任
において、生徒が違反等をするのしないよう
指導するとともに家庭でのルールづくりを
行う。

- (1) 生徒だけの市外への外出
- (2) 生徒だけの娯楽施設、飲食店への入店
- (3) 生徒だけの外泊や夜間徘徊
- (4) 酒・たばこ類等の購入や所持等
- (5) 危険箇所への立入り
- (6) 交通違反
- (7) 情報通信機器の学校への持込み及び不適
切な使用

第3章 特別な指導に関すること (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校におい
ても許されない」ことであり、生徒が起こした
問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活
を送るために自己を振り返り、適切な行動が
できるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第10条 問題行動を起こした生徒には、必
要と認められる場合は、特別な指導を行う。
ただし、発達の段階や常習性も配慮し指導を
行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤交通違反
- ⑥性に関するもの
- ⑦薬物等乱用
- ⑧刃物等所持
- ⑨その他の法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
- ①暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物破
損）
- ②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行

為同一場所滞在)

- ③いじめ
- ④登校後の無断外出, 無断早退
- ⑤指導に従わない(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等)
- ⑥携帯電話の持込み
- ⑦学習等に必要のない不要物持込み
- ⑧不正行為(テストのカンニング等)
- ⑨家出及び深夜徘徊
- ⑩金品強要
- ⑪無免許運転及び同乗
- ⑫無断アルバイト
- ⑬暴走族等, 関係団体への加入及び参加
- ⑭不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑯その他, 学校が教育上指導を必要とする判断した行為

(反省指導等)

第11条 特別な指導のうち, 反省指導等は次のとおりとする。違反生徒への対応の詳細については, 本校生徒指導ハンドブックに示す。

- (1) 説諭による指導
 - 口頭による説諭指導(短時間での指導)
- (2) 学校反省指導
 - ①別室での反省指導(別室反省指導)
 - ②授業観察による反省指導(授業反省指導)
 - ③教育相談と反省指導を複合した指導
(スクールカウンセラー・三次こども応援センター等)
 - ④保護者来校による授業観察指導
 - ⑤学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第12条 反省指導は, 原則, 学校において行う。反省指導は, 登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活(授業等)で行う「授業反省指導」の2段階がある。

- ①反省指導期間中にある定期テスト等については, 別室で行うかどうかなど, 別途協議する。
- ②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は, 別途協議する。

(別室反省指導)

第13条 特別な指導のうち, 別室反省指導は, 次のとおりとする。ただし, 発達の段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 別室反省指導に該当する行為
 - ①暴力行為(対教師, 生徒間, 対人, 器物破損)
※器物破損については, 意図的な破壊行為に限る
 - ②度重なる授業妨害(授業者の指導に従わず, 授業が成立しない場合)
 - ③被害届提出
 - ④染髪や装飾品の着用, その他身なりに関する度重なる違反
 - ⑤その他(いじめ, 飲酒, 喫煙等, 学校の安全・安心が著しく損なわれる恐れのある場合)
- (2) 別室での指導方針や別室反省指導のルール及び内容, 別室反省指導の終了の要件については, 本校生徒指導ハンドブックに示す。

(特別な指導を実施するにあたって)

第14条 特別な指導は, 生徒が自ら起こした問題行動に気づき, 振り返る時間を通して, その時の適切な行動は, どうすればよかったのかについて考えさせることをねらいとして行う。同じ問題行動を繰り返さずに, 事後よりよい学校生活を送り, 人格の形成を行うためのものである。この観点から, 実施にあたっては, 次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は, 学校体制として取り組み, 事実の確認, 反省(振り返り), 再発防止のための具体的な約束をさせ, 展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては, 十分な事実確認を行い, 指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間, 指導計画を明確にし, 生徒・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為, いじめ, 暴力行為, 情報通信機器の不適切使用, その他, 問題行動等を繰り返す場合は, 関係機関等に相談し, 学校と関係機関等及び保護者が連携して指導する。特に情報通信機器の不適切使用については, 初期段階から関

係機関と連携して指導を行う。

- (5) 反省については、形式的にならないよう、目的を明確にし、短期間で行う。また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

第4章 生徒指導規程の周知

(規程の周知)

第15条 学校は、この規定について、生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、学校ホームページで公開するとともに、来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて周知の徹底を図る。

令和6年1月9日改正